

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成24年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成24年12月14日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成24年12月14日 金曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後11時39分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第4号議案 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 乙第5号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 乙第6号議案 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 乙第7号議案 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 5 乙第8号議案 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 6 乙第9号議案 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 7 乙第10号議案 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

出席委員

委員長 呉屋 宏 君

副委員長	狩 俣 信 子 さん
委員	又 吉 清 義 君
委員	島 袋 大 君
委員	新 田 宜 明 君
委員	赤 嶺 昇 君
委員	西 銘 純 恵 さん
委員	比 嘉 京 子 さん
委員	嶺 井 光 君

委員外議員 なし

欠席委員

照 屋 守 之 君
糸 洲 朝 則 君

説明のため出席した者の職・氏名

福祉保健部長	崎 山 八 郎 君
福祉企画統括監	垣 花 芳 枝 さん
福祉・援護課長	大 村 敏 久 君
高齢者福祉介護課長	稲 嶺 ミユキ さん

○呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第4号議案から乙第10号議案までの7件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、福祉保健部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第4号議案沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

崎山八郎福祉保健部長。

○**崎山八郎福祉保健部長** それでは、乙第4号議案沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御説明いたします。

お手元に配付した提出議案説明資料の2ページをお開きください。

本議案は、地域主権一括法において、生活保護法の一部が改正されたことに伴い、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

保護施設等の設備及び運営の基準につきましては、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の3段階に分けて、厚生労働省令が示されていることから、本省令を踏まえた条例案の策定を行っております。

なお、県独自の基準としまして、「人権への配慮」、「秘密保持」、「虐待防止」、「医療保護施設の設備及び職員等の基準」の規定を設けております。

議案内容につきましては、平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の5ページから14ページをごらんください。

以上で、乙第4号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**呉屋宏委員長** 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** この乙第4号議案から、今度審査をする件について、地域主権一括法によるものということがありましたので、総論的に先に地域主権一括法の内容が従来とどう変わるのか、そこら辺からお尋ねいたします。なぜ、こういうものが出てきたのか。

○**崎山八郎福祉保健部長** 地域主権一括法の概要については、国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務づけ、枠づけを見直し、地方公共団体における条例制定権の拡大等を図るもので、平成23年5月と同年8月に関連法律の改正が行われ、これまで法律で規定していた施設、公物設置管理の基準等について条例へ委任されることとなりました。

○**西銘純恵委員** 国が法律で定めているということは、憲法に基づいてやって

いたと思います。全国一律ナショナルミニマムの福祉の基準ということがあったと思います。これを地方にというときに、地方の財政力はみんな違うわけですから、この財政力の違いによって全国一律の福祉の基準が壊れていくのではないかと思うのです。これについて意見として何か、福祉保健部長でなくても知事会などに出した経緯はありますか。見解がもし聞けましたらお願いします。

○**崎山八郎福祉保健部長** 知事会を通して意見は出しております。

○**西銘純恵委員** 意見の概要で結構ですが、今話せますか。

○**垣花芳枝福祉企画統括監** 地方に権限を移譲するに当たりましては、最低限、先ほどナショナルミニマムの話がありましたが、例えば保育所の設置に関する基準の問題ですとか、今回の施設整備に関することもそうですが、そういった最低限の施設基準については義務的なものとして、これは国が義務づけるという形にしています。この件について知事会を通して、ずっと申し出を行ってきた結果、今のような結果として落ち着いてきたという部分があります。特に、利用者の質を低めるといいますか、質を低減することについては義務として守っていきましょうという意見を知事会、市町村会含めて提言をして、その辺のところは制度委員会の中で議論がされて、今回の内容になったということです。

○**西銘純恵委員** 地域主権改革ということですが、これは急に出てきた一資料をいただきましたら平成23年内閣府の資料から出ていますが、これの歴史は長いのではないかと思います。地方分権改革という自民党政権時代からの流れは、全く内容は違うものでしょうか。基本的に同じ流れと見てよろしいのでしょうか。

○**垣花芳枝福祉企画統括監** 具体的な議論につきましては、地方分権改革推進委員会というところで調査、審議を行うわけですが、この設置が平成19年4月ということになっておりまして、具体的な議論はその時期からずっと、地方と国と協議を行ってきたという経緯があります。

○**西銘純恵委員** 今お尋ねしたことは、この地方分権改革が名称として出てきたのが自民党政権時代で、今は地域主権改革という形で名称は変わったけれども、実際は1980年代の第2次臨時行政調査会、土光敏夫経済団体連合会長のころから出てきたということが大もとにあると私どもはつかんでいます、その

流れについてはどうでしょうか。第2次臨時行政調査会の目指す国や自治体のあり方が、小さな政府にして国の役割を外交防衛、通商貿易などに重点化して、あとは地方にさせると。社会保障や暮らし関係は国の手を離して地方にと。この点と、もう一つは、国から地方への財政支出を減らすということも同時に言われたと思います。その辺から地方分権ということが流れとして出てきたのではないかと思います。これについての認識はどのように持っていらっしゃいますか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 地方分権、権限の移譲につきましては、福祉保健部が所管していませんので、これは県庁においては企画部が所管して一括してやるという内容になっております。細かいところについてはなかなか厳しい一答弁としては厳しいものがあると思っております。ただ、一職員ですので流れについての認識を申し上げますと、時期は不明確ですが、かなり以前から地方分権、要するに生活に身近なものは身近な地域でという地方分権の流れがございまして、その分権という考えからさらに主権にという流れに、より明確にしてきたと認識しております。その意味で生活が住民に直接関係する部分については、身近な地域でという地方主権という位置づけがきたと認識しております。

○西銘純恵委員 地域でできることはということは、税源移譲がなければできないわけですね。この間、福祉関係の補助金とか交付金はきちんと特定されてきたわけですね。そういうことがどんどん一括交付金という流れになっていって、何に使ってもいいと、実際は見えないものになっていくということも同時に起こっているのではないかと思います。例えば市町村の公立保育所、運営補助金が特定から外されて交付税にということとか、実際は相当この流れの中で、ひもつき補助金と言われるものが外されていったという流れがあると思います。福祉保健部の中で、この間の個別具体的な事例の中であったと思いますが、そういうことについては認識はありますか。

○崎山八郎福祉保健部長 今回の一連の流れの中で県としては、いろんな地域でサービスを提供する上で、サービスの質の低下が起こらないようにということで、財源の確保については常に国に要望しているところであります。

○西銘純恵委員 財源の確保とおっしゃったので、知事会などからいろいろ出していると思いますが、沖縄県が独自に財源確保一県として知事の要請をしたというケースはあったのでしょうか。

○**崎山八郎福祉保健部長** これは沖縄県だけの制度だけではなくて、全国一律に実施される制度ですので、全国統一した考えで進めていくことが必要だろうということです。

○**西銘純恵委員** 知事会を通してという形で意見を上げてきたということだと思います。民主党が2009年の政権に着く前から、国庫補助負担金を一括交付金にすれば総額を2割削減できるということをマニフェストで主張してきたということは、端的に今の地域主権というものの流れをあらわしていると思います。あともう一つは道州制、大きな自治体にして市町村合併を進めるとか、財政一私たちが払っている税金をどれだけ別のほうに向けていくかと、大型事業に向けていくかという考えのもとに、経団連が主導したということから見ても、規制緩和も一緒ですよ。そういう流れの中でこれが出てきたということをおは指摘をしています。ただ先ほどから、最低の義務規定については、沖縄県としても知事会を通してきちんと義務規定として残すように努力をされたという地方の努力については、ぜひ財源も含めて一今後は財源がなければできないというところがありますので、地域主権ということを使いながら実際は地域に財源はないということはどういうことかと、仕事ができないということも、もっと声を上げていただきたいと思います。

次に、乙第4号議案について質疑します。パブリックコメントや意見聴取を資料としていただきました。第12条の虐待防止について意見も述べています。第12条はこの意見に沿った内容にしたのかどうか。それと社会福祉事業団が第11条、基本的な条文で部内で統一的に全福祉施設で記述しているならやむを得ないと、その辺について意見が出たものに対してどのように対処したのかお尋ねします。

○**大村敏久福祉・援護課長** 第12条の虐待防止については、社会福祉審議会の中で児童施設とか高齢施設の中でもそういった規定があるので、生活保護施設もぜひ入れてほしいという委員会からの答申がありました。それを踏まえて第12条を入れました。第11条の秘密保持について、設置主体である事業団とも意見交換をしまして、他の社会福祉施設においてもその旨が規定されているので、生活保護施設に規定しても差し支えないという意見をいただいております。

○**西銘純恵委員** 説明資料の5ページですが、省令が示す基準と条例で定める基準については基本的に同じとするという、この基本的にというのは、何か違

うところがあるという意味でしょうか。もしあれば提示してください。

○大村敏久福祉・援護課長 基本的に同じといたしますのは、現在、省令で定めている基準はそのまま踏まえた形でしますと。先ほど言いました虐待防止や秘密保持については加えたほうが望ましいということで、そういった表現にしております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 議案説明の資料を見ていますが、6ページ、7ページにまたがって皆さんの説明資料が載っています。ここでいう従うべき基準と標準と参酌すべきという基準がありますよね。今までのものと、今提案しているものの違いというのは、その3つの中に分類すると、私が懸念するのは、参酌すべき基準に、例えば重かったものが移ってきてはいないだろうかというような、従うべき基準が緩和されるのかという確認をしたいと思います。従うべき基準が従来どおり、しっかりとそこは守られるということがあるかどうかを確認したいのです。

○大村敏久福祉・援護課長 法律の中で従うべき基準というのは、特に入所者等にとって重要なものは国が示す省令に必ず従いなさいという趣旨ですので、これが条例で緩和されることはありません。

○比嘉京子委員 もう一点は、参酌すべき基準の中に県独自の基準の設定がありますよね。これは従来のもので、今回ここに示している乙第4号議案の場合、何か違いがありますか。新たなものとか、県独自のというところにこれまでと違う項目はありますか。

○大村敏久福祉・援護課長 基本的に省令で示された基準は、参酌すべき基準も含めて全て入っております。さらにそれに加えて、入所者の処遇についてはいいものについて、先ほど言いました保護施設については、人権に配慮した規定、秘密保持、虐待防止が省令の基準にないものですから、さらにこれを条例に加えることによって、入所者の処遇の改善といたしますか、運営にとってはいいことだということで、追加したものであります。

○比嘉京子委員 質疑が逆になったかもしれませんが、総論的なものが先ほど西銘委員からありました。先ほどから出ている言葉としては、例えば地方分権から地方主権にという言葉の変化がありますよね。言葉の変化はあるのだけれども、言っていることはもっとものようになっていくが、言ってみれば根底にあるのは、先ほどから言っているように、いかに福祉の分野で国の出費を抑えるかということがもとにあって、そうしますと先ほど福祉保健部長がおっしゃったナショナルミニマムを守っていくということを全国知事会等でも言うし、サービスの低下を招かないようにということも全国知事会に言うわけです。そのことが受け入れられないとなると、それは地方によって、財政によってがたがたになっていくわけです。その辺の担保を沖縄県は、どうとるのかということの大きな確認をやりたいと思っています。それを国に要請しているわけであって、国がそれに応えなければ、全国的に言ってナショナルミニマムの話ではなくなるわけです。そのときに聞くとは限らない、ただ言わせているだけかもしれない。そういうときのために沖縄県としては二の手といいますか、担保は今言っているサービスの低下が起こらないようにするよ、ナショナルミニマム、これまでどおりの最低基準を守るよと言っているものをどう担保できるのかという確認をしたいわけです。

○崎山八郎福祉保健部長 今回の件については、国との協議の場で合意をとって、確実に進めていくということをしていく必要があるだろうと考えています。

○比嘉京子委員 では、あくまでも国が見るものだとことを言い続けていく。これは国からの担保がなければやらないと。沖縄県としての姿勢はこう持っているとして理解していいですか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 ここで義務的な部分については、国が財政的にも負担をしていくということで、それこそ最低基準として満たしていくわけですから、これは財政的にも担保していただきますということがあります。また、そのほかのことについても制度の運用に当たっては、国と地方との協議の機関を設けて、その中で協議しながら進めていくという合意事項になっていますので、現在、協議機関が機能していますから、その中でしっかりと合意をとりながら地方としては進めていくということが基本的には重要だろうと思っています。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案から乙第10号議案までの6件について、審査を行います。

なお、ただいまの議案6件について、説明を一括して行い、質疑も一括して行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案6件について、福祉保健部長の説明を求めます。

崎山八郎福祉保健部長。

○崎山八郎福祉保健部長 それでは、乙第5号議案沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例から乙第10号議案沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例までにつきましては、関連しますので、一括して御説明いたします。

説明資料の表紙から2枚目、議案一覧表をごらんください。

2番の乙第5号議案から7番の乙第10号議案については、地域主権一括法において関係法律が改正されたことに伴い、老人福祉施設等における運営等の基準を定めるものであり、施設の基準については、乙第4号議案と同様にそれぞれ厚生労働省令が示されていることから、本省令を踏まえた条例案の策定を行っております。

7ページをお開きください。

7ページには、乙第5号議案沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の概要を記載しております。

県独自の基準としまして、「非常災害対策」、「勤務体制の確保等」の規定を設けております。

続きまして、12ページをお開きください。

12ページには、乙第6号議案沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の概要を記載しております。

県独自の基準としまして、「非常災害対策」、「居室の定員」、「処遇方針」、「勤務体制の確保等」の規定を設けております

続きまして、18ページをお開きください。

18ページには、乙第7号議案沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の概要を記載しております。

県独自の基準としまして、「非常災害対策」、「勤務体制の確保等」の規定を

設けております。

続きまして、23ページをお開きください。

23ページには、乙第8号議案沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の概要を記載しております。

県独自の基準としまして、「居室の定員」、「指定介護福祉施設サービスの取扱方針」、「勤務体制の確保等」、「非常災害対策」の規定を設けております。

続きまして、28ページをお開きください。

28ページには、乙第9号議案沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の概要を記載しております。

県独自の基準としまして、「介護保健施設サービスの取扱方針」、「勤務体制の確保等」、「非常災害対策」の規定を設けております。

続きまして、33ページをお開きください。

33ページには、乙第10号議案沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の概要を記載しております。

県独自の基準としまして、「指定介護療養施設サービスの取扱方針」、「従業者の勤務体制の確保等」、「非常災害対策」の規定を設けております。

乙第5号から乙第10号までの議案内容につきましては、平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の15ページから124ページをごらんください。

以上で、乙第5号議案から乙第10号議案までについての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案から乙第10号議案までに対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 資料提供をいただいているのですけれども、条例制定に関する意見募集の各資料の表になる部分ですが、意見内容をどのように処理したかというところが触れられていないかと思うので、そこの説明をやっていただけたらと思います。乙第5号議案から乙第10号議案までみんなあるのです。それをやっていただきたいです。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 県民からの意見募集でやりました件につい

て報告いたします。サービス種類ごとに申し上げますと、サービス提供困難時の対応という省令項目に対しまして、乙第6号、乙第8号、乙第9号、乙第10号の施設に意見として共通するものでございます。意見内容としましては述べられているとおり、当事業所は対応に係る一連の経過内容について記録しなければならないという意見内容でございます。それに対して県で検討した結果、この意見としては入所トラブルの解消を趣旨としていると考えるが、介護保険利用前の記録となることから条例等において規制すべきものではなく、事業所の判断に任せざるを得ないものとする。よって、条例では現状維持とすとしております。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から、意見内容に対する詳細の説明について、後日資料をいただきたいとの申し入れがあり、執行部も了解した。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 養護老人ホームに関する質疑としまして、サービス提供の記録、その点につきまして検討した結果、県では現在の基準においても運用可能であると考えられることから、条例では現状維持としております。

次に2番ですが、施設サービス計画の作成—これは処遇に関する計画になりますが、これは利用者ごとに個人差があるものであり、一律に期間を定めることができないものである。よって、条例では現状維持としたいということになりました。

3番目、施設サービス計画の作成です。これにつきましては計画作成担当者として……。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、呉屋委員長と西銘委員から、説明資料の現状維持という表記について、県の対応は、具体的にどうなっているのか説明するように指示をした。それに対し、垣花福祉企画統括監から、パブリックコメントや関係団体等からの意見について、省令の参酌すべき基準と対

比して説明することは時間がかかるので、後日資料提供したいとの説明がされた。次に、西銘委員から、説明資料の網掛け部分についての確認があった。また、呉屋委員長から、説明資料の内容が理解しやすいように、つくり方を工夫するよう要望した。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。
稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 網掛け部分は今回独自基準として取り上げられた意見でございます。

○西銘純恵委員 独自基準として要望があったものを、県が条例に落とし込んだものということは、参酌基準ということでのいいのですか。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、垣花福祉企画統括監から、参酌すべき基準は、パブリックコメントや関係機関からの意見を踏まえ、県として強化すべきものとして追加しているとの説明があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 そうしますと、福祉施設に関しては、勤務態勢の確保と施設サービスの取り扱い方針を参酌すべき基準として、県条例に入れたということになるのでしょうか。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 現在、6施設について条例を上げていますが、西銘委員からありました勤務態勢の確保、施設サービスの取り扱い方針以外にも、居室の定員、非常災害の項目、4項目をそれぞれ該当する施設ごとに1-2項目該当する施設もございまして、4項目とも基準として上げた施設もあります。

○西銘純恵委員 乙第7号議案、軽費老人ホームの関係で福祉専門分科会の意見があるのですけれども、非常災害対策と医療的なケアの電源確保という2点

については、現時点において義務づけすることは困難であるとなっています。条例の中では具体的にどうなっているのでしょうか。参酌ということでしょうか。

○稲嶺ミユキ高齢者福祉介護課長 軽費老人ホームの条例の中で非常用災害対策としまして、第9条第3項におきまして、軽費老人ホームは非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならないと、今回定めております。非常災害対策としまして、軽費老人ホームでいきますと、第9条の中で軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。第2項におきまして、軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行わなければならないと、省令等で定められています。加えて第3項で、先ほど読み上げた非常用食料等の備蓄と書き込んでおります。

医療的なケアの必要が求められる利用者について、軽費老人ホームは、医療的なケアは特に入所者として必要はないということで、その考えについては養護老人ホームに入れております。

○西銘純恵委員 今の乙第5号の養護老人ホームについては、非常用電源装置について義務づけすることは困難ということですがけれども、条例の中では義務づけをしていないと理解していいのでしょうか。

○稲嶺ミユキ高齢者福祉介護課長 今の部分につきましては独自基準ではなくて、これまでの省令に定められているものを準拠して策定した第9条第1項の一般的な部分で、必要な設備を設けるとともにという部分で読めるということです。

○西銘純恵委員 でも、電源というものを明記することによって設置義務があるということになるわけですね。読み込みができるということで、施設によって、これは入っていないという解釈ができるものがこの部分ではないですか。だから義務づけということで、県自身もこれは入っているものという認識であれば、条例の中にも義務づけということでやったほうがいいのではないですか。

○稲嶺ミユキ高齢者福祉介護課長 非常災害に必要な設備等については、施設ごとにもいろいろとありまして、列挙してしまうと、逆にそれだけに限定され

でも少し困るかと思ひまして、非常災害に対して必要な設備ということで、大きくくりで定めております。

○西銘純恵委員 養護老人ホームは何カ所ありますか。今、そこには電源装置がありますか。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 養護老人ホームは6施設ありますが、非常用電源設備のあるところは4施設となっております。いずれにしても6施設とも特別養護老人ホームと併設しておりますので、特別養護老人ホームと共同で使うという部分も可能かと考えております。

○西銘純恵委員 2施設はまだやっていないと、特別養護老人ホームがあるから、併設されているからと言われますけれども、実際にそういうところにいらっしゃる方は、結構移動とか災害時の迅速対応が困難な部分だと思うのです。そういう意味では、最低命を保障するということから、義務づけという考え方に一条例で今度は書いていないにしても、せつかく県が考えて参酌ということでは入れてあるけれども、義務づけまで持っていくということを展望して今後やる。その前に実際は取りつけてもらうという指導を入れるということをしてきたらどうですか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 やはり災害対策は、人命を預かる施設ですので大変重要なことだと思っております。現在は監査等によって体制整備の指示をしているところですが、トータルとした災害体制—災害時の要支援、要援護者対策というものをあわせてやることにしておりますので、その中で関係者の意見も聞きながら、体制を強化してまいりたいと思います。今の御指摘の部分につきましても、今回は関係者からのおおよその意見ということで、合意をなかなか得られなかったところもありますけれども、そこは基本条例の中で整備を促していきたいと思ひます。

○西銘純恵委員 基本条例はこれにしかありませんので、具体的な皆さんの指導の関係でという意味だと思うのですが、私は参酌基準ではなくて、県のとりわけ重視している義務ですか—厚生労働省令では参酌になっているけれども、義務規定に上げていくところまでやったらどうかと思うのです。どうですか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 義務規定、標準規定、参酌基準というものは、こ

これはあくまでも国の省令に基づいてやっているもので、参酌基準を県としてさらに一歩進めるかというところが、県としての取り組みの部分になります。そこについては繰り返しになりますけれども、災害対策を強化していくということが重要だと考えております。そういう今後の指導体制とか、関係機関の取り組み状況を踏まえながら強化策を講じていく必要があるということで御理解いただければと思います。

○西銘純恵委員 条例に規定しているけれども、先ほどの明記していない部分を、どう実効性あるものにするかというところで、努力していただきたいと思えます。

次は介護の件ですが、提出議案一覧表の5番と6番で、最初に部長が説明された、介護保険法の一部が改正されたことに伴いというものが、7番で旧介護保険法の一部が改正されたことに伴いというものがあるのですが、そこら辺の違いの説明をお願いしますか。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 提出議案一覧表7番一乙第10号議案の指定介護療養施設の介護療養病床は、本来ですと平成24年3月までに老人保健施設等に転換するということが規定されており、一旦介護保険法から落とされた経緯がございます。今回、今の政権で平成24年3月までに移転するという介護療養病床を6年延期するということになりましたので、一旦介護保険法から落とされたものを、今回、経過措置で旧介護保険法と引用しております。ほかについては介護保険法、現状のものです。

○西銘純恵委員 介護について、26ページの第8号議案を見ているのですが、独自基準の内容、第6条第2項第1号の居室の定員ということですが、これについてももう少し説明をお願いします。私は、国の基準は改悪されているものから一単身部屋ということになっているのではないかと感じて気になっているのです。料金との関係でも沖縄県の介護施設利用者が、お金がなくて入れないということにならないのかということがありまして、その観点で施設利用料も含めて説明をお願いします。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設につきましては、居室定員が参酌基準ということで、地域で決めることになっております。省令によりますと、居室の定員につきましては1名、ただし入所サービスの関連で必要と思われる場合は2名と規定されております。沖縄県と

しては、地域の事情、入所者の所得等を勘案いたしまして、1名とすることについて各施設事業者、入所者関係からアンケートをとった結果、居室の定員として、基本的には1人ですが、ただし知事が特別な事情と認めるときは4人以下とすることができるかと規定したいと考えております。

○西銘純恵委員 条例の立案の仕方は、省令が1名、必要な場合は2名とあるために、居室の定員は1名のところという記述をする以外にないということでしょうか。4人以下とするということで、最初から4人という幅を持たせることはできないのでしょうか。条例の定め方としてどうなのですか。

○稲嶺ミユキ高齢者福祉介護課長 初めから4人以下と決めることも選択肢としてはございましたが、要するに国の方針等も居室1人ということは、特別養護老人ホームが生活の場であるということを鑑みて、個人の尊厳とかプライバシーといった部分を考えると、どうしても質の向上ということで1人にするということが出ております。ユニット個室化の目標数値も国では決められておりますが、やはり地域の実情という部分で、県といたしましては、処遇上、質の向上、個人の尊厳等も踏まえまして原則1人としますが、やはり特別な事情があった場合には4人以下というように、選択肢を個室あるいは多床室に持っていきたいと考えているところでございます。

○西銘純恵委員 1人部屋と4人部屋の一月当たりの利用料金は、試算で結構ですが、どう違うのでしょうか。

○稲嶺ミユキ高齢者福祉介護課長 介護度や所得段階等においてもいろいろサービス料等の基準が違いますので、一概に幾らとは言えませんが、1つ例として、例えば31人以上の従来型の多床室に入っている方が、要介護1の1段階—1段階というのは所得階層になります。その方の一月のサービス費、食費、居住費込みで2万4000円。これが個室ユニットの部屋になりますと、4万8600円になります。

○西銘純恵委員 要介護5になると、利用料金は低くなるのですか。それは比較してどうなるのですか。

○稲嶺ミユキ高齢者福祉介護課長 サービス費につきましては、同じ要介護5という条件ですと、所得階層3段階までは一緒です。4段階になりますと、多

床室ですと2万6940円の負担ですが、個室ですと2万8230円。およそ1300円程度、個室のほうがサービス費において高くなるということになります。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から、所得階層が同じで要介護1と要介護5の費用を比べた場合は幾らになるかという質疑であるとの確認がされた。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 要介護1と要介護5で、同じ所得段階の第4段階ということで比較します。多床室利用者で、要介護1の4段階では1万8690円です。要介護5の4段階になりますと、2万6940円です。個室になりますと、要介護1の4段階で1万9770円。要介護5の4段階で2万8230円です。

○西銘純恵委員 特別養護老人ホーム対象と言われましたよね。特別養護老人ホームに入っていて10万円を超える方もいますということを目にするのですが。沖縄県内の平均で大体どれぐらいか、つかんでいますか。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 今の要介護5の2万8230円は、サービス費としての料金です。それに食費が……。

○西銘純恵委員 私は、一月の負担はどれだけかということを知っているのです。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 先ほども申し上げましたが、介護度と所得段階によって違いますが、今の10万円を超えるという話は……。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、呉屋委員長から、一月生活するための費用を合算すると幾らになるのかという質疑内容である旨の確認がされた。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 多床室の1カ月当たりの費用としましては、約7万円から7万8000円ぐらいになります。要介護1で言いますと6万9650円、要介護2で7万1730円、要介護3で7万3860円、要介護5で7万7940円になります。

個室になりますと、要介護1で合計12万270円で、要介護5で12万8730円になります。所得段階は4段階です。

○西銘純恵委員 そうしますと、多床室と個室の場合は倍違う形に一要介護5の場合は5万円ぐらいと。だけれども要介護1の場合は倍近く違うことになるのは確かですよ。そういう意味では、地域の実情と先ほどからおっしゃっていて、知事の認める特別な事情というところに、そういうところを置いているのかどうか。特別な事情の明文化された事情は持っていらっしゃるのか、お願いします。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 特別な事情につきましては、今の段階で規定化しておりません。今後そういった相談がある場合に検討していくことになると考えております。地域性とか経済性の問題も含めて、総合的に勘案して認めることになると考えております。

○西銘純恵委員 今後改築をする施設は、どのようになるのですか。同じ条例で構わないのですか。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 当該条例に基づいてやっていただくことになります。

○西銘純恵委員 法律はなくなるということですか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 繰り返しになりますが、今回の条例は、法律とか国の規程とかを廃止してやるものではありません。基準ですとか、そういう特定のところに、条例に規定してくださいという委任をしているので、根拠となるものはなくなりません。

○西銘純恵委員 居室定員は国の考え、根拠となるものがない。省令にしても

結構ですが、どうなっていますか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 繰り返しになりますが、参酌すべき基準として国が示しているもの、国の規定が1名を原則とする。しかしながら2名までは認めているものについて、今回沖縄県においては、関係団体等の意見を踏まえて、2名ではなくて4名以下とするとして、参酌すべき基準の規定を設けたということです。

○西銘純恵委員 そうすると、根拠となるのは1名が基準と。要介護5の所得段階4であれば、個室は12万円余りかかると。多床室は7万円余りで済むというのが、将来にわたって担保されるのかどうかです。これはとても心配なのです。省令は1名というところを一私は省令そのものを、もともとのように、多床室がずっとあったように変えていくということをきちんとさせない限り、将来10年後かわかりませんが、個室ということが全くの縛りとして一多分経費を削るという考え方になるので、そこら辺が、公費を削るという考えがもとにあるので、個人負担をふやしていく以外はないのです、公費を削るということは。ですから、そういう多床室を減らしていくことにつながるのではないかと、とても危惧するのですが、それについてはどのように対応されるのでしょうか。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、呉屋委員長から、今回の条例は現状に合わせたものであり、その施設を改築する場合の県の方針はどうなっているのかという質疑に答えるよう指摘があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 改築に際しましては、原則1人ですが、知事の認める特別な事情に当たる場合は4人以下の範囲で、相談に乗って、それが認められることもあるということになります。

○西銘純恵委員 知事がそう言っていますか。知事はかわりますけれども、将来にわたって担保されるのでしょうか。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、呉屋委員長から、施設を改築するとき4人部屋を残すのか、2人以下に抑えるのか、県の方針を聞いている旨の指摘がされた。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 省令で1名と定めがあれば、その施設を改築するときには、設計基準等をもとに建物の補助が入ってくるわけです。そうしたら確実に1名ということで設計を出せということになるわけです。それを、沖縄県は4名ですということで、補助金もきちんと法人におろせるようにできるのかということです。

○呉屋宏委員長 所用のため、副委員長に委員長の職務を代行させますので、よろしくお願いいたします。

休憩いたします。

(副委員長、委員長席に着席。)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

委員長の指名により、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしくお願いいたします。

垣花芳枝福祉企画統括監。

○垣花芳枝福祉企画統括監 今回の御質疑については、国の方向として原則1人部屋、それから2人まではということになっていますので、先ほどの補助の対象としては、国の基準が優先されるということになると思います。しかしながら沖縄県におきましては、4人部屋がまだ73%残っているということ。それから入所者の67%が多床室を希望しているということが今回の調査の結果で出ております。今後の施設整備におきましては、その地域の実情がどう反映されるのかということについて議論していく必要があると考えております。ただ、財政負担の問題とか、それが今後どう影響されるのかということについては、関係部局

との調整もございますので、その辺は引き続き議論してまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 冒頭に指摘したのですが、国からの負担金とか、そういう支出を減らして都道府県、市町村でやれと。そして都道府県、市町村が今頑張って、条例で住民のニーズに応えようとしても、その後に継続して財政負担を独自にしなければ、この制度を維持できないという状況があるわけです。そこに私は警鐘を鳴らしたいのです。財政力が弱い沖縄県だけれども、独自に上乗せしてその分をカバーできるかといったら、できないわけです。地域主権という名のもとに、規制緩和も含めて、市町村個人に負担を押しつけるということに対しては、県としても意見を述べる。削られてくるのはとりわけ福祉、教育なのです。私たち議会も、できたらそういう意見を上げたいと個人的に思っています。県の努力については、今後、福祉部門が今のような立場を堅持して、知事に、財政的にきちんと対応していく方向で取り組んでいただきたいと希望して終わります。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 1点だけですが、大もとの考え方があって、名前は変わっても、主権という名のもとにどういう狙いがあるかということをも私も思うのですが、1点だけというのは、これは乙第5号も乙第6号も乙第7号も乙第8号もでしょうか、従うべき基準の中に居室の床面積がありますよね。だけれども、定員は標準であったり参酌すべきところであったりするわけです。面積の基準は実施義務になっているわけですが、定員は標準であったり参酌すべきところであったりすると、1人当たりの面積がどう担保されるのかということの解釈—標準の場合はどうなる、参酌すべき定員についてはこうなるというような違いがわかりません。つまり、面積も人員も従うべき基準に入っているならば何ら問題はありません。だけれども、1つは守るけれども1つは自由度が高まっていくということに関しては、1人当たりの面積はどう担保されるのかという考え方について質疑したいと思います。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 居室面積は1人当たりを基本として定められておりまして、標準という部分は、従うべき基準について合理的にこれが認められているのであれば、それに従いなさいということでございます。養護老

人ホーム、特別養護老人ホームは、1人当たり10.65平米と決められております。

○比嘉京子委員　　という、今の条例で面積はもちろん担保されていますね。そうすると、定員というのはその面積に準じて一標準ということは、言ってみればその面積を担保しながら人数は決めていきなさいという考え方だと理解をしていますが。1人当たりの面積は、人数がふえても定員がふえても自由になれども、その基準は守るという解釈でいいですか。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長　おっしゃるとおりでございます。

○比嘉京子委員　　このことを確認すると、例えば老人ホームが不足して待機者がたくさんいらっしゃる。そうすると、これは保育も一緒ですけれども、必要なものをつくっていかねばいけないのに、今と同じところ一同じスペースの中に、例えば4名がいたときは10.65平米は守られての4名という理解でいいですか。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長　1人当たり10.65平米を基本といたします。守られるというか、それが基準でございます。

○比嘉京子委員　　その方向性を絶対に守るという基本をおいておかないと、ぎゅうぎゅう詰めになるようなことが保育界では起こっているわけです。廊下も入れているのかというぐらいに、1つの施設の中に25%増まで入れろという規制緩和が、七、八年前ぐらいから始まっているわけなのです。そういうことが起こらないとも限らない。そのことを私はすごく懸念していて、面積にこだわったのです。老人のスペースとしては、そのことを崩さないということを確認したいと思います。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長　床面積につきましては、従うべき基準として定められておりますので、そのように守られていくものと考えます。

○狩俣信子副委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子副委員長 質疑なしと認めます。

よって、各議案に対する質疑を終結いたします。

以上で、本日の福祉保健部に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

今回は、12月17日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏